

議案第72号

葛飾区立児童遊園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年12月6日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

西水元つかのこし児童遊園及び協栄児童遊園を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区立児童遊園条例の一部を改正する条例

葛飾区立児童遊園条例（昭和31年葛飾区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「区長」を「葛飾区長（以下「区長」という。）」に改める。

別表西水元つかのこし児童遊園の項及び協栄児童遊園の項を削る。

付 則

この条例は、平成30年2月1日から施行する。